

通告5番、8番吉岡博道君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔8番 吉岡博道君 登壇〕

○8番（吉岡博道君） 議長より登壇のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、施政方針について伺います。

加美町の向こう1年間の町政に取り組む方向性や理念など、どのようなまちづくりを行うかを多岐にわたって示しているわけですが、予算につきましては、後ほど予算審査も控えております、省略させていただき、私なりに施政方針の内容について3項目ほど伺います。

初めに、行政改革について伺います。

町では平成17年から22年までの6カ年にわたりまして行政改革大綱及び実施計画に基づき全庁的な取り組みを実施。全計画の80%について実施し、その財政効果は累計で約20億円、目標値の130%を達成。また、補助金交付審査会を設置し、133件の補助金を見直し、約2,000万円の削減を図った旨、議会にも報告があったわけでございます。その後の行革については、平成22年から行政評価システムに移行し、あらゆる行政活動についての目的と成果及びコスト面から評価を行い、さらなる改革や改善へと取り組んでいく方向づけを行い、平成25年度実施に向けて努力なされていますことは、評価したいと思います。

ただ、加美町に限らず各自治体において、この行政評価システムの運用について、各自治体はその行政評価制度を必ずしも明確に位置づけず、十分な説明もしていないため非常に分かりづらくなっているとも言われています。そういった観点からも、行革としての行政評価制度をどう位置づけ取り組んでいくか、伺います。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、吉岡議員のご質問にお答えいたします。

確かに吉岡議員がおっしゃるとおり、各市町村で行政評価に取り組んでいるところでありますけれども、なかなか一般町民、市民には見えてこないというところがあるかと思えます。もちろんこの行政評価と言いますのは、その事業がどのような目的を持って、どれだけの経費や人員を投入して、そして結果としてどういった成果が上がったかということを明らかにして事業見直しにつなげていくものであります。

評価にあたっては、その事業は町が実施すべき事業として妥当か、町の施策への貢献度は高いか、計画どおり成果が上がっているか、コスト削減の余地はないかといった多面的な検討を

加えていくものであります。

本町におきましては平成22年度から、議員がおっしゃったように試行の実施がスタートしたわけでありませけれども、24年度までは試行期間といった形で職員への浸透を図るとともに、評価方法や基準の改善などを行うこととしております。現時点では、評価結果の公表や予算への反映の前段階であるということをご理解いただきたいと思います。

本格実施となります平成25年度からは町のホームページなどで評価結果をお知らせするとともに、より客観的な評価とするため外部評価委員会を設置するなど、住民の目線に立った評価に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） これまで、行政報告などでの議会に対しての報告も試行段階についての報告もありました。今町長から、一般町民にはなかなか分かりづらいのではなかろうかということもありました。議員もよく分かりません。なおさら一般の町民の人たちは、分かりづらいと思います。これまで行政改革、さっきも申し上げましたとおり、大綱に基づいて実施計画がなされました。これは本当に分かりやすい行革でなかったかと思います。

それはそれとして、これまで平成23年度につきましては、各部署から提出された1次評価の集計を行っている。そして昨年を引き続き、昨年とは22年のことだと思いますが、職員1人1事業を基本として198件にも上る事務事業について1次評価を行い、さらにこのうち10件について行政評価推進本部により2次評価を実施したとあります。これについて、政策推進室長、説明をいただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 政策推進室長でございます。

まず、23年度の1次評価、1人1事業の事務事業評価をして欲しいということで、各職員から上がっております198の事業がございました。この中で、内部管理的なものが154件、それから施設管理関係、これが21件、それから補助金関係が23件ございました。この中で、事業対象として住民なのか職員なのか、それから次に義務的に事務をやっているのか、それとも独自でやっている事務なのかという区別、それからソフト・ハード面の仕分けがございます。それから、成果指標と言いまして、どれだけ数値目標に近づけられたかという評価がございます。

次に、各項目の評価としまして、目的の妥当性、町が実施すべき事業なのか、上位施策への貢献度が大きいかどうか、そういう部分的な評価を経まして、1次評価としまして所属長がいろいろコメントをしまして、事業が継続していくべきものなのか改善して継続すべきか、廃

止すべきか等々を1次評価でやっています。それをもとに2次評価で最終的に事業の見直し、指定管理に移行すべきものなのかどうか、それから廃止すべきなのか等々の評価をしていくということで、今試験的にやっている段階でございます。

ただ、行政改革の方は、コスト削減ということで、金の削減をどのくらいにするかという、最初の計画に対してどの程度達成したかという形で進めてまいりました。この行政の評価につきましては、職員の今やっている事務の効率性、それから町民に対する、今回やりますけれども、満足度がどのくらい向上したか等々の手段として、自分たちがやっている事務の改善をどのようにやっていったらいいかというPDCAプランがありますけれども、これをきちんと回せる職員の政策能力等々の足しにしたいということで始めております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 一番大事な点、私聞いたつもりです。この行政評価システムが全体の加美町の行革の中にどのような位置づけをされているか。それがちょっと私には見えません。その点、一つ。

それから、さっき室長も2次評価について触れられましたが、行政評価推進本部で行っていると思いますが、どういったメンバーで行っているんですか。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 申しわけございませんでした。

行政評価の取り組みの位置づけということですが、これにつきましては行政改革、それから補助金審査会の見直し、これを受けまして、加美町における行政改革の流れを引き継いで、行政改革それから補助金審査会の流れをくみまして、職員の施策とか政策能力の向上、それから自分たちがやっている仕事町民に対してどういう位置にあるのかというのを意識しながら職員の自覚を促していくという、行政改革の一環という形での位置づけにされていると思います。

それから、本部のメンバーですが、18名で構成されまして、本部長が副町長、それから副本部長が教育長、それから各課長等で構成されております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 説明をいただきましたが、なかなか見えにくいという点はあると思います。

今、事務事業評価を行っていると思います。これは、施策を実現するために実施する事業の担当者や担当課が中心となって行う。また、このほかに施策評価、これも非常に大事な点でも

あると思います。総合計画の基本計画についての推進、戦略の立案、進行管理、成果の確認・改善、よく町長が、これからは自治体の競争になる、そういった面では、中長期的な戦略も重要な点だと思います。そういった意味におきましても、今申し上げましたとおり、事務事業評価、施策評価をどのように中長期的な戦略に結びつけていくかという点が私は欠けているような気がしてなりません、その点について伺います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 確かに、行政改革に関しましては、非常に分かりやすい、見えやすいということであります。補助金をどれだけカットするか、人員をどれだけ削減するかとか。一方、行政評価に関しましては、経費を削減するだけで費用対効果の高い行政サービスを町民に提供することはできないわけです。職員の能力を最大限に発揮してもらおうということが重要であります。なかなかこれまで、先ほど申し上げたPlan-Do-Check-Actionというサイクルを回しながら仕事をするという習慣がなかったわけです。計画をして事業をして、それで業務を果たしたと。やりっ放しというふうなことが、これは加美町のみならず、行政の体質になっていたということでもありますから、行ったことはきちっと評価をして、そして次の事業に反映させていくというPlan-Do-Check-Actionのサイクルをきちっと回していく。

そのためには、まず目標値がなければならぬわけです。例えば受診率を90%にするとか、こういった目標値をきちっと定めて、その目標を達するために、しからばどういったことをしていくかというふうな職員一人一人あるいは組織としての取り組みがなければ町民に対する質の高いサービスを提供することはできませんので、これまでのコスト削減に加えまして、職員の質を向上させるという意味で、こういった行政評価に今取り組んでいるということですのでございますから、今年度の試行期間を踏まえて、25年度からはきちっとその辺も町民の皆様方にホームページ等でもってお示しする、あるいは外部評価もきちんと受けるという形で本格的に導入してまいりたいと思っております。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

今、行政評価システムの委員会の本部長ということですのでございますので、私からも一言、発言をさせていただきます。

まず、行政評価システム、なぜこれを導入するかということでございますけれども、行政改革で職員の削減等を図ってまいりました。その限られた職員の中で最大限の効率的な効果的な行政資源というものをどのように生かして仕事をしていくかということがまずあります。それ

から、アカウントビリティの徹底ということで、やった仕事に対しての説明責任、それによって町民との協働を図っていくということが二つ目の目的でございます。そしてもう一つとして、政策形成能力の養成。これは先ほど町長が申しあげましたけれども、職員の意識を改革することによって、成果志向、コスト感覚というものを育てていくということでございます。

そして、これら三つの導入の効果がもたらすものとして、今試行していると言いますのは、それを25年度から本格的実施に移していくわけですが、その本格的実施に移していくためのものとして、評価を行う職員が行政評価システムの目的や意義を全員理解しているということが必要です。行政評価について、まだ理解も至らない職員、あるいは知っている職員、それぞれおりますので、全員が行政評価システムの目的と意義を理解することが必要です。

それから、行政評価結果の活用先が全員に見えるということ。つまり、先ほど委員が質問されたように、実施計画とか予算編成にこれを反映させていけるようにすること。

それから、行政評価をする評価の過程がちゃんと町民から見えるようにするという。どこに問題があってこのようになったのかということが外から見えるようにするという。

それから、実際の評価結果が年次計画策定に、先ほど申しあげたように、確実に反映されていくことによって次のテーマ、次のテーマというものが生まれてくるようにするという。

そして五つ目として、評価結果を振り返って、それぞれ自分たちの課題を見つけていくということ。

これらによって職員が結果責任、遂行責任、説明責任というものを持っていくようになるということで行政評価システムを導入し、この2年間で試行を行って、25年度から、今申しあげたようなことを実施していくというところでございます。以上です。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 町長の答弁にもありましたように、これまでの計画して実施、それに評価して改善改革を入れていくということは、本当にこれまでなかった重要な部分でありますし、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

また、情報の公開、またシステムの透明化がこれから求められていると思います。しっかり取り組んでいただきたいと思いますが、最後に、行政評価のほかに国の公務員制度改革を見据えたところの町の定員管理計画なり職員の給与のあり方、それから組織機構、また公共施設の整理統合、また指定管理者制度の導入、これは行政改革の中で総合的に取り組んでいくと町長は施政方針の中で述べられていますが、これもちょっとわかりにくい点でもあります。具体的にどういった方向で取り組んでいかれるのか伺います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 職員の定員管理に関しましては、計画を下回る形で今実施をしているところでございます。また、今後人口の推移というものもございますから、適正な職員数というものの、きちんと定数を管理していくということが必要になってまいっていると思っております。

また、どうしても合併町は多くの施設を抱えることになるわけです。それぞれの町が持っていた文化施設、体育施設等を抱えることとなりますから、施設の管理運営費というものが、合併しない町に比べれば、かなり大きな負担となってまいっているわけです。合併後11年目からは一本算定になりますものですから、きちっとこういった施設の統廃合、あるいは廃止された施設の利活用、そんなことも含めて、26年度から一本算定に移行いたしますので、そのあたりを見据えまして取り組んでいきたいと思っております。指定管理なども含めてということでございます。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 私の質問の意図が伝わらなかったと思います。今私が申し上げたようなことについてどのような形で中期的・長期的な戦略を持って改革していくかということをお聞きしたわけです。これは、施策評価、政策評価の中で行っていくんですか。これ、はっきりお聞きしたい点でもありますので、お答えを伺います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 行政評価というものを実際の施策に反映させていくということでもありますから、今行っている事業というものをきちっと評価をして、当然それが必要であるかないかということも出てきますでしょうし、あるいは今行っていることをさらに効率よくするためにはどうすべきかということも出てきますでしょうし、そういったことをリンクさせながら、将来どのような形で行財政改革を進めていくかということには取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） それから、外部評価委員会についても触れられました。これは本当に私も大賛成でございます。この制度の客観性及び透明性を高め、効果的かつ効率的な行政運営を推進するために、町民の視点に立った外部評価委員会としての評価を町長に報告するというのは、やっぱり私は非常に大事な部分であると思っております。どうか取り組んでいただきたいと思っております。答弁は要りません。

次に、庁舎建設と三極自立について伺います。

庁舎建設については、昨年9月に町長より就任あいさつと所信表明があり、公約で掲げたまちづくりの基本理念に基づいて西田に木造でコンパクトに、そしてこれまでの一極集中から三極自立へと考え方を転換する方針が示されました。今定例会においても同様の方針が述べられ、役場の位置を定める条例の一部改正についての提案もなされるわけでございます。

昨年9月町長就任以来、約半年が過ぎようとしている中、この間、猪股町政にとっても喫緊の最重要課題でもあった庁舎問題、これにどう取り組まれたのか。特に、議会に対しての理解、認識を得るような努力をどう果たされたのか。町長の議会に対する基本的な姿勢にもかかわることでもありますので、町長の所見を伺います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 新庁舎建設及び三極自立ということについてのご質問にお答えさせていただきます。

二元代表制という重みを私も受け止めております。議員の皆様方のご協力なくして、この庁舎問題を前に進めることはできません。私の所信表明以来、1月25日の全協でのご説明も含め、議員の皆様方に私の思いというものをお伝えさせていただいたところであります。また、十分ではなかったかもしれませんが、個々の議員さんとも意見を交えさせていただきまして、ご理解を求めているところがございますので、何とか本議会におきまして条例改正につきましてご承認を賜ればと考えておるところであります。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 本日、同僚議員からのこれまでの一般質問もありました。なかなかかみ合わない点が多かったと思います。町長は、今年の所信表明の最後に、どんなに状況が困難であっても悲観主義に陥ることなく、町民の幸せと町の発展のために議会の皆さんと同じ方向を向き、ともに進んでいく決意をあらわしたわけでございます。果たして、そういった努力をしてきたのでしょうか。果たして、議論は深められたのでしょうか。悲観主義でももちろんだめです。しかし、余り楽観主義ではいけないと思います。町長と議会ともに胸襟を開いて、徹底的に議論を深めていく、そのような姿勢がこれから求められているのではないかと思います。さっきも申し上げましたように、役場の位置を定める条例の一部改正の提案もなされることでございますし、余り深く突っ込んだ質問は差し控えさせていただきたいと思いますが、その点について、町長、もう一回お願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私も、吉岡議員のおっしゃるとおり、十分に胸襟を開いて意見を述べ合

ってきたかということについては、私も必ずしも十分ではなかったかと思っております。今後、この庁舎の問題もそうです。これからさまざまな町として取り組むべき施策がございますので、十分議員の皆様方と公式の場のみならず非公式の場であっても意見を交わしながら、同じ方向に向かって町民の幸せのために取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解、ご協力をお願いいたします。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） この点については、この辺でとどめておきたいと思えます。

次に、新たに設置予定の協働のまちづくり推進課の所掌事務としてのNPO法人並びに人材育成について伺います。昨年発生しました大震災でも、ボランティアの皆さんが大きな役割を果たしました。また、非常時だけにかかわらず、現在ボランティア活動として多方面で活躍されていることは、皆さんもご案内のとおりだと思います。我が町でも少子高齢化等の進行によりまして集落機能の維持が困難な状況となっており、特に山間部の集落においては顕著にあらわれているところでもあります。

特に、今年のような大雪対策、大変だったと思えます。悲鳴が聞こえてくるようでございます。ひとり暮らし、あるいは高齢者世帯、あるいは障害を持った世帯も多くなっている中、屋根の雪おろしも、生活道路の雪かきもできない世帯も出てきており、本当に深刻な状況になっていると思えます。豪雪地帯を抱える我が町としても、緊急の課題だと言えます。

そういった観点からも、NPOや人材育成を図り、ボランティア活動の推進を進めることは協働のまちづくり、また過疎対策、あるいは町長が常に述べております住民自治にもつながってくると思えます。これの対策を伺います。

○議長（一條 光君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

町長。

○町長（猪股洋文君） 吉岡議員のおっしゃるとおりでございます。現在の地域と言いますのは、地縁に基づいた自治組織、各行政区区長を中心とした自治組織に乗って成り立っているということですが、高齢化、そして人口もどんどん減少するという中で、地縁に頼るだけの自治組織では、なかなか地域を支えていくことはできない、もうそういう時代に差しかかっている、目の前まで来ていると認識をしております。ですから、私も、地縁に基づく組織ということはもちろん重要であります、それを支えていく上で志縁ですね、志でもってつながるといふ志縁、いわゆるNPOといったものを育てていかなければならないと思っております。です



から、新年度、NPO設立のための講座を5回シリーズで開催いたしまして、できるだけ多くの町民、特に若い方々にご参加をいただいて、そしてNPOを立ち上げ、高齢者の支援なり、あるいは中山間地域、限界集落に近づいているような地域、そういったものを除雪のことも含めて支えていくような団体を育成してまいりたいと考えております。また、そのような団体が立ち上がるときに、資金的な面でも支援をしてまいりたいと思っておりますので、町民提案型事業、あるいは創業支援金事業、こういったもので、そういった方々が設立をして活動していくことができるように、支援をしてまいりたい。

そして、その窓口となりますのが、新設されます協働のまちづくり推進課でございますので、そういったところでNPOの育成、さらにはボランティア活動の支援等々について取り組んでまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） このことにつきましては、昨年の9月の町長の就任時の所信表明、かなり紙面を割いて決意を述べられていたわけですが、今回の施政方針では、なかなかその決意が見えにくかった点もあります。そういった面では、ただいまの町長の決意、本当にうれしく思っております。どうか、この点についても積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

次に、質問2点目の震災後の復旧状況と今後の対策について伺います。

あのいまわしい震災から、早いもので1年が過ぎようとしています。1年前の震災発生時は、3月定例会議会最終日でございました。突然の、そして長く続く尋常でない揺れに、この席にしがみついているほかなかった自分のことが、まざまざと今脳裏に浮かんできます。

この未曾有の大震災では想定外と言われる事態が次々と発生し、津波などで沿岸部では甚大な被害が発生し、また原発事故による放射性物質による被害は多方面に深刻な影響を与えています。そういった中、我々は震災発生1年目を迎える節目にあたりまして、今回の震災を教訓として、しっかり検証し、災害に強いまちづくりを進めていく使命と次の世代に伝えていく義務があるのではないのでしょうか。

そういった観点から、この点につきましては、現在の復旧の進捗状況、防災計画の見直し、特定被災地指定と復興特区申請について、放射能汚染対策について町長と教育長に伺うわけですが、本日、東日本大震災の復旧状況等及び放射能対策についての報告書をいただきました。これ、昨日あたり渡されますと、私、都合よかったです。全部これに網羅されているようでございますので、本当に復旧状況については概要の概要でよろしいですので、まず進捗状況から町長と教育委員会関係では教育長にお願いしたいと思えます。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） では、お答えいたします。

進捗状況であります。議員おっしゃるとおり、資料を見ていただきますとご理解をいただけると思っております。一部、公共施設等、発注率、復旧費、予算ベースで65%というところもございますが、ほとんどのものについては復旧工事が進んでいる、あるいは復旧工事に入るという状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、防災計画の見直しでございます。まだ本格的な見直しということが行われておりませんものですから、24年度から、東北大学の島田明夫教授という方のご協力をいただいて、見直しを行ってまいります。この島田明夫教授は、東北大学の大学院法学研究科公共政策大学院の教授でございます。現在も国土交通省に籍を有する方です。北海道の有珠山の噴火のときにも現地で指揮をとった方でございます。こういった災害関係のことについては非常に精通している方でございます。ちょうどこの方があと2年間東北大学に籍を有すると。その後、国土交通省にお戻りになるんですが、この2年間で、町民の聞き取り調査から情報の分析、そして見直しまで、きちっとやらせていただきます。これは大学院の学生ともども取り組ませていただきますということをおっしゃっていただいておりますので、24年度から本格的な見直しを行ってまいりたいと思っております。

また、防災に関しては、自助、共助、公助というものがございますから（「復旧状況を今きいているのですから、進捗状況を」の声あり）進捗状況については先ほど（「一問一答ですから」の声あり）わかりました。では、進捗状況については、先ほども非常に簡単にお話ししましたが、そういったことでございます。詳しくは資料の方をごらんいただければと思います。お願いします。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（土田徹郎君） 復旧状況につきましては、建設課の方からまとめて回答させていただきます。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

先ほどの復旧状況の報告書に掲載させていただいておりますけれども、7ページから9ページにかけて、町有施設の災害状況の執行状況を掲載させていただいております。主に施設の数に関しましては、60施設に被害がありました。その中で、完了した箇所が26施設、今施工中のものが22施設、今起工済みで入札の準備にかかっているものが5施設、まだ未発注のもの

が7施設でございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） この進捗状況、1年が過ぎようとしている中、この進捗率については私は低いと思います。その理由について、いろいろあると思います。その中で、ちょっと気になった新聞記事。これは、宮城県が震災後の昨年の4月から11月に発注した建築工事の落札率、これ94.5%に達したそうです。10年同期と比べても8.2%上昇。それから、これは当然のことと思いますが、震災に伴う応急復旧工事で、随意契約が急増した。随契の落札率は98.8%。それから、緊急性を伴う場合に締結される緊急随意契約、これなどは99%に達したとされております。当然、加美町においても同様の落札率の上昇や、行政報告の内容を見ましても、入札の不調あるいは中止、そういったものが目立っているわけですが、それらについての対応、どうとられるか、まずお聞きします。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（柳川文俊君） 総務課長、お答えします。

ただいま吉岡議員の方から、県の方の落札率がかなり高率だというご紹介がありましたけれども、加美町の場合、ただいま進捗状況を申し上げましたけれども、特に建物関係の方で不調あるいは参加業者の辞退、そういった件数がここ最近、随分目立ってきております。その理由は、技術者の不足、それから資材調達、なかなか厳しいものがあると、直接聞いた話では、そういうお話でありました。

では、対策はどう町でやっているのかということなんですが、特に震災工事関係につきましては、県の方にならしまして、現場代理人、この技術者をかけ持ちできるように要件緩和をしております。その成果があらわれてきたのかというと、まだ調査はしていないんですけれども、多分に要件緩和をしたことによって工事を受注しやすくなったのではないかというふうには私どもの方では受けとめております。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） それと関連して、これからの対応、予定価格あるいは積算、歩掛かり及び単価、こういったもの、これから復興がかなり進みますと、どこの自治体でも建設ラッシュになる可能性がございます。こういったこと、どうですか、考えていますか。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

災害復旧に関して、国でも考え方を示しまして、相当賃金が上がっているという感じ、あと

被災地に行って、ただの賃金ではなくて宿泊費の経費もかかるということで、なかなか業者さんが困っているということで、2月の末に1回目の労働賃金の引き上げがありました。平均して10%ぐらいの賃金アップ。あと、現場管理経費の率の引き上げ、大したことないんですけども、0.05%の引き上げという、設計に関しては新たな基準で発注するよという指導が入っております。以上です。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 今日いただきましたこの報告書、これちょっと見たんですが、被害状況、全壊だけ同じで、半壊、一部損壊、罹災証明、被災証明とも、今年のたしか9月報告されたと思いますが、3倍も4倍も増えています。まだ受け付けはやっているんですか。ちょっと分からないんですが。そんなに増えた理由は、どのような理由なんですか。

○議長（一條 光君） 税務課長。

○税務課長（鈴木 裕君） 税務課長、お答えします。

罹災証明の受け付けにつきましては、住居部分でございますが、これは今年の11月末をもって締め切っております。それで、うちの方で全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊と証明書を発行した件数を記載させていただいております。

あと、住居以外の物件に関する被災証明については、現在も、例えば確定申告に使うとか、そういったこともありますので、受け付けております。以上です。（「2カ月でそんなに増えたんですか」の声あり）被災証明につきましては、随時受け付けているということがありますが、罹災証明につきましては、11月からの分で10件か20件ぐらいしか増えていないかと思いますが。そんなに増えたということはないかと思っております。以上です。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） これは放射能対策にも関連してくるわけですが、災害対策本部だより、これも今年のたしか9月から、なかったと思います。今も定例会でなく臨時に開いておる。今こういう放射能対策で大変な時に、一体何回開いているんですか、この災害対策本部。なんかこのごろ、本部の存在というものがなかなか見えにくくなっております。その点。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（柳川文俊君） 総務課長、お答えします。

前回は11月1日に70回目の災害対策本部を開きまして、各担当部署の方からいろいろ報告をいただいたということでありまして、その場、対策本部におきまして、県の対策本部につきましては定期開催というスタンスから必要に応じて開催するというに私の方でもならいませ

て、町でも必要な都度、開催していこうということでありまして、その空白の時間については、対策の本部の中で話し合うべきことを随時、対策を練ってきたということですので、努力を怠ってきたということではないので、その辺はご理解いただきたいと思ひますし、71回目の対策本部につきましては、先般、3月1日の課長会議の前に開きまして、各担当部署の方からいろいろ対策を報告いただいたところで、その資料に基づきまして本日の資料を議会の皆様方にお示ししたということでありまして。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 町のホームページを見ましても、相談窓口は保健福祉課、それから当然危機管理室もかかわっていると思ひます。また、給食の放射能関係については教育委員会、農畜産物は農林課。どうも一本化になっていない、縦割り機構。やっぱりもっと情報を共有化して、災害対策本部できちんとすべてのものの対策を行っていく、そういう姿勢というものが私は今求められていると思ひます。これ、簡単に町長から。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） おっしゃるとおり、放射能等の問題、これからも長引くことが予想されますので、関係機関とは連携をとりながら、今現在でも、対策本部という形で会議を開いてはおりませんが、絶えず各課調整をしながら、特に放射能対策、こういったことに取り組んでいるところでございます。きちっとこれはこれまで以上に連携をとりながら取り組んでまいりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） しっかり取り組んでいただきたいと思ひます。

さっき町長、防災計画について触れられました。このことにつきましては、町長は施政方針で、「今度の震災は私たちに多くの教訓を残しました、問題点をしっかり検証した上で新たな防災計画を策定してまいります。」と述べられています。この文言、昨年9月の就任時の所信表明と一言一句です。なんか、このことから、震災から1年が過ぎようとしているのに、防災計画の見直しどころか、検証にも入っていないことが感じられます。甚大な被害をこうむった沿岸部の自治体のように職員も多数犠牲になり、そして役場機能も著しく低下しているなら分かります。加美町はなぜできなかったか、私は疑問に思ひます。やはり、できることからしっかり見直していくという姿勢が必要だと思ひます。

防災会議、これも一回も開かれていない。私はびっくりしたんですが、防災会議の部会でもつくって、しっかり検証して、防災計画の見直しに早急に入るべきではないかと思ひます。優

秀な大学の先生が検証する、そういった方法も一つにはあると思いますが、私は加美町のできるところは金をかけないでしっかり検証して、大事な防災計画を立てていく、見直しをかけていくということ、そういった姿勢が求められております。町長、簡単に。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 議員のおっしゃるとおりであります。早々にこれは、聞き取り調査を含めて、震災の検証ということをしていただきまして、先ほど申し上げました大学の協力をもらいながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 時間も大分なくなってきていますので、急いで次に移りたいと思います。

特定被災地指定と復興特区申請についてですが、復興特区については1月27日に県で申請しまして、異例の早さで2月9日に宮城県の民間投資促進特区として復興特区第1号が認定になったわけです。その後、2月17日、特区の対象の前提となる特定被災地地方自治体として加美町が追加指定になったわけでございます。これは、いろいろな要件があったわけです。特定被災区域には入っていたんですね。基準財政収入額の5%以上の被害。それから、特定被災地自治体の要件、どういった要件で今回指定になったのか。それから、具体的に、これも簡単でよろしいですから、企業の優遇措置、これがあるのか、伺います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、お答えいたします。

民間投資促進特区、これは特定被災地公共団体の指定を受けなくても対象になるということでもございました。ですから、宮城県と、七ヶ宿町を除く34の市町村が共同で申請をして、指定されたとおっしゃるとおり、2月9日であります。このことによりまして、県内に立地する企業がさまざまな税制上の優遇を受けることができるということでもあります。また、既存の企業におきましても、新たな設備投資をする際に、やはり税制上の優遇措置が得られるということでもあります。

加美町に関しましては、産業集積が見込まれる区域として、雁原、鳥屋ヶ崎、孫沢などの工業団地5カ所、そして大崎西部家畜市場跡地など3カ所、また、現在団地化されてはいないんですが仙台グリコなどもかなり広い面積を所有しておりますから、今後、新たな設備投資という可能性もございますので、仙台グリコなどを指定していただいているところであります。今後とも指定の追加ということも可能でございますので、それに向けてやっています。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 最後に1点お聞きします。

先般、小学校区ごとに開催されました庁舎建設説明会、この資料に、矢越町有地の活用としては企業誘致用地として活用、民間投資促進特区の申請中とありました。しかしながら、復興庁が公表しています集積区域、さっき答弁なされたとおりの12カ所、これには入っていますが、これ申請したんですか。申請しないんですか。これ最後ですから。この前の看板と同じですよ、町長、これは。条例上は庁舎を建設する予定として取得した、条例上はね、土地ですよ、あれは。だから、町長の焦るのわかるんですが、何でもこういうことをするのかなど。私は非常に遺憾に思います。これ、議会軽視と言われても仕方がないような行動です。それについて明快な答弁。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） はい、回答します。

あれに書いてありますのは、説明会でも説明を申し上げているんですが、町として県に申請中ということでございます。矢越地区を申請ということではなくて、町として何カ所かを申請中だと。9日から始まりましたものですから、認定が9日だったんですけれども、資料はその前につくってありますので、まだ加美町としては特区の申請中でありましてという意味で書かせていただきました。そのことに関しましては、9カ所、各説明会の中で説明をさせていただいておりますので、皆さんにはご理解いただいていると思っております。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 非常に大事な部分ですので、町長、それは弁解だと思います。だれが見ても、あれは矢越の町有地を民間投資特区に申請中だと思います。だれが見ても。これは率直に謝った方がいいと思います、私は。もう一回。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 誤解を招くような記載の仕方にしたことに関しましては、おわびを申し上げます。ただ、これはあくまでも町として申請を現在していますと。そして、この矢越に関しましても条例が可決されて、そしてこの地を工業用地として使えるようになったときには、これは町として申請をさせていただきますということで皆様方にはご説明をさせていただいたところでございます。ご理解のほど、よろしく申し上げます。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） すみません、副町長です。

先ほど吉岡議員さんの質問の中に特定地方公共団体の指定基準の何に該当したかということ

がありましたので、収入の5%というところに該当したということでございます。（「終わります」の声あり）

○議長（一條 光君） 以上をもちまして8番吉岡博道君の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

本日はこれで延会といたします。